

衆議院議員赤坂新宿舎問題

公開質問状

2007年3月9日

衆議院議員 各位

全国市民オンブズマン連絡会議

代表 土橋 実

都内赤坂の一等地に、地上28階、地下2階建ての超豪華マンションが立ちました。部屋は82平方メートルの3LDKが300戸。バルコニー、家具付き。衆議院議員だけを入居対象とした衆議院赤坂宿舎（以下「赤坂新宿舎」と言います。）です。まるで参勤交代で江戸に集まるお殿様のためにつくった御殿です。

いつの間に国会はこんな超豪華マンションを建てることを決めていたのでしょうか。海外でも台湾・ロシア・中国くらいしかないものですから、マスコミが報道するまで国民はまったく知りませんでした。

さらに驚くのはその家賃の低さです。発覚当初は月額5万円足らずでした。隣接する分譲マンションの売り出し価格が1億円を超えるというのに、国会議員に対する特別待遇よりは異常としか言いようがありません。その後値上げしても月額たったの92,000円です。国民の怒りを理解していないと言わざるを得ません。

しかも、根本的な問題として、現在の議員宿舎にも赤坂新宿舎にも法的根拠がありません。国民に見える形で国会で議論されたことさえありません。議会運営委員会という密室で決められたと聞いています。総事業費334億円をいつだれがどのように決めたのかということさえ国民にはわかりません。立法機関である国会の議員がこのようなことをしてよいのでしょうか。

日本経済はいま好転に向かいつつあると言われていますが、それはごく一部の突出現象を総体化して説明しているだけで、国民全体ではありません。夕張市に象徴される地方自治体の財政破綻や全国的な不安定雇用層・ワーキングプアの増大、障害者・高齢者福祉の切り捨てが、国民の生活の質を著しく低下させています。

国会議員はそのような社会に暮らす国民の代表なのです。その国会議員が、議員特権として税金で超厚遇を受けることに疑問を抱かないとすれば、国民の代表として失格ではないでしょうか。

全国市民オンブズマン連絡会議では、これまで、情報公開を基軸として、おもに地方自治

体における無駄遣いや地方議員の特権・政務調査費などのあり方を問うてきました。その過程で、国の行政や国会（議員）にも多くの問題があることを実感してきました。国会議員の宿舎問題も日本の民主主義に関わるきわめて重要な問題です。

国会議員は全国から東京に集まってくる人々ですから、東京滞在期間中の宿舎が必要であることはわかります。しかし、それはどこの国の国会議員でも同じです。海外で日本と同じように豪華な議員宿舎を用意している国があるでしょうか。自分が宿泊する場所は自分で確保する。これが原則ではないでしょうか。所属政党が用意するというだけでもよいでしょう。国会議員の皆さんが、国が超格安の豪華宿舎を用意するという選択肢を選ぶのであれば、国会の場で国民に見える形で十分な議論を尽くして法制度化すべきです。家賃を若干値上げして済ませる問題ではありません。

国民が国会議員の宿舎問題を考え議論するためには、ごく一部の国会議員の意見だけではなく、衆議院議員の皆様の率直な意見が公になることが重要です。全国市民オンブズマン連絡会議としても、今後、皆様の回答を踏まえて、国会議員の宿舎問題を考え提案して行くつもりです。是非、多くの国会議員の方々が今回の調査にご協力くださるようお願いいたします。

回答は議員名を含めてすべて公表する予定です。回答を拒否した議員名も公表します。3月23日（金）までにファックス（03-5363-9856）でご回答ください。

問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町12番地

四谷ニューマンション309 さくら通り法律事務所

全国市民オンブズマン連絡会議幹事

弁護士 清水 勉

電話 03(5363)9421 FAX 03(5363)9856

回 答 書

(ファックス送信先：03-5363-9856)

※回答用紙は2枚あります。

議員名：

所属政党：

電話番号：

ファックス番号：

- 1 赤坂新宿舎の豪華さについてどのように思いますか。
 - a. 国会議員にふさわしい
 - b. 国会議員には豪華すぎる
 - c. 何とも言えない
 - d. その他 ()

- 2 あなたは都内に議員宿舎以外の住居がありますか。
 - a. ある
 - b. ない
 - c. その他 ()

- 3 あなたは赤坂新宿舎の入居対象者になっていますか。
 - a. なっている
 - b. なっていない
 - c. その他 ()

- 4 あなたは赤坂新宿舎の家賃92,000円についてどう思いますか。
 - a. 妥当な金額である
 - b. 高過ぎる
 - c. 安すぎる
 - d. その他 ()

- 5 あなたは赤坂新宿舎に入居しますか。
 - a. 入居する(ことをすでに決めた)
 - b. 当面は入居しない
 - c. およそ入居するつもりはない
 - d. 未定
 - e. その他 ()

- 6 国家公務員の宿舎については国家公務員宿舎法という根拠法がありますが、国会議員の宿舎には根拠法がありません。議員宿舎について法的根拠がないことをご存知ですか。
 - a. 知っている
 - b. 知らない

- 7 法的根拠がないことについて、どのようにお考えですか。
 - a. 問題はない
 - b. 問題である
 - c. わからない
 - d. その他 ()

8 赤坂新宿舎の用途についてどのようにお考えですか。

- a. 国会議員だけが格安で使えるということによい
- b. すべての部屋を一般民間人対象に売り出す
- c. その他 ()

9 赤坂新宿舎を国会議員の宿舎として使用しない場合、国会議員の東京での宿泊場所の確保はどのようにすればよいとお考えですか。

- a. 各議員が自分で部屋を探す
- b. 所属政党が面倒をみる
- c. その他 ()

10 自由記載欄